

## **1. 国民健康保険の課題と取組方針**

# 市町村国保の構造的な問題への対応の枠組み

## 1. 年齢構成

### ① 年齢構成が高く、 医療費水準が高い

- ・65~74歳の割合:国保(31.3%)、健保組合(2.6%)
- ・一人あたり医療費:国保(29.9万円)、健保組合(13.8万円)



### ● 前期高齢者財政調整

## 2. 財政基盤

### ② 所得水準が低い

- ・加入者一人当たり平均所得:国保(84万円)、健保組合(195万円(推計))
- ・無所得世帯割合:23.4%



### ③ 保険料負担が重い

- ・加入者一人当たり保険料/加入者一人当たり所得  
市町村国保(9.7%)、健保組合(4.8%)
- ※健保は本人負担分のみの推計値

### ④ 保険料(税)の収納率低下

- ・収納率:平成11年度 91.4% → 平成22年度 88.61%
- ・最高収納率:94.22%(島根県)    最低収納率:83.90%(東京都)

### ⑤ 一般会計繰入・繰上充用

- ・市町村による法定外繰入額:約4,000億円 うち決算補てん等の目的:約3,600億円
- ・繰上充用額:約1,800億円



### ● 財政基盤の強化

- ① 財政基盤強化策(平成22~25年度の暫定措置)の恒久化
- ② 低所得者の保険料に対する財政支援の強化

## 3. 財政の安定性・市町村格差

### ⑥ 財政運営が不安定になるリスクの 高い小規模保険者の存在

- ・1723保険者中3000人未満の小規模保険者 417 (全体の1/4)



### ● 財政運営の都道府県単位化の推進

### ● 財政調整機能の強化

### ⑦ 市町村間の格差

- ・一人あたり医療費の都道府県内格差 最大:2.6倍(沖縄県) 最小:1.2倍(富山県)
- ・一人あたり所得の都道府県内格差 最大:6.5倍(秋田県) 最小:1.3倍(富山県)
- ・一人あたり保険料の都道府県内格差 最大:2.8倍(長野県) 最小:1.3倍(富山県)

# 国民健康保険法の一部を改正する法律の概要(イメージ) (平成24年4月5日成立)

## (1) 財政基盤強化策の恒久化

市町村国保の安定的な運営を確保するため、平成22年度から平成25年度までの暫定措置となっている市町村国保の「財政基盤強化策」(公費2,000億円)を恒久化する。

※ 財政基盤強化策として、保険料軽減の対象となる低所得者数に応じた、市町村に対する財政支援や、高額医療費に関する市町村に対する財政支援を行っている。

## (2) 財政運営の都道府県単位化の推進

市町村国保の都道府県単位の共同事業について、平成27年度から、事業対象を全ての医療費に拡大し、財政運営の都道府県単位化を推進する。

※ 現在、1件30万円を超える医療費について、都道府県内の全市町村が被保険者数と医療費実績に応じて共同で負担。

## (3) 財政調整機能の強化

都道府県の財政調整機能の強化と市町村国保財政の共同事業の拡大の円滑な推進等のため、平成24年度から、都道府県調整交付金を給付費等の7%から9%に引き上げる。

※ これに伴い、定率国庫負担を34%から32%とする。

※ 都道府県調整交付金は、地域の実情に応じて、都道府県内の市町村間の医療費水準や所得水準の不均衡の調整や地域の特別事情への対応のために交付。

## (4) その他

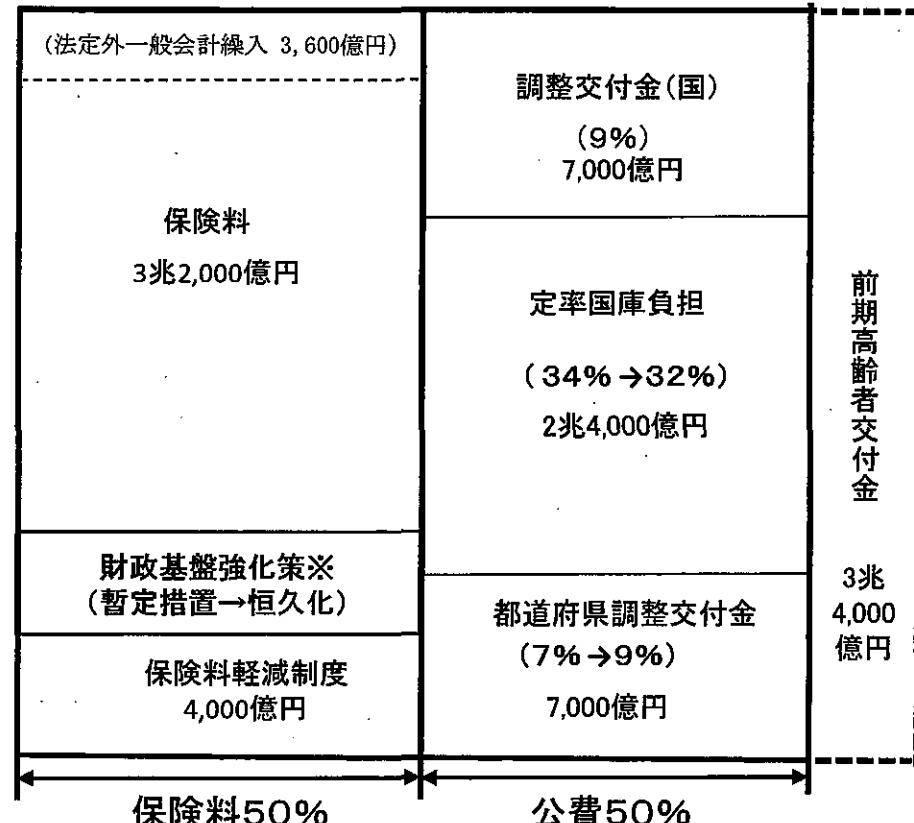
財政基盤強化策の恒久化までの間、暫定措置を1年間(平成26年度まで)延長する等、所要の措置を講ずる。

## 施行期日(適用日)

(1)、(2) 平成27年4月1日  
(3)、(4) 平成24年4月1日

## 国保財政のイメージ

医療給付費等総額:約11兆1,000億円  
(24年度予算)



※財政基盤強化策には、恒久化する上記の公費2,000億円のほか、財政安定化支援のため地財措置(1,000億円)がある。

※法定外一般会計繰入は平成22年度実績ベース。

## 財政基盤強化策の恒久化

- 平成22年度から平成25年度までの暫定措置である財政基盤強化策(保険者支援制度及び都道府県単位の共同事業(高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業))を恒久化する。

【平成27年度】

### ※ 保険者支援制度

- 保険料軽減の対象となる低所得者数に応じて、保険者に対して財政支援する制度  
(国、都道府県、市町村が2:1:1で負担)

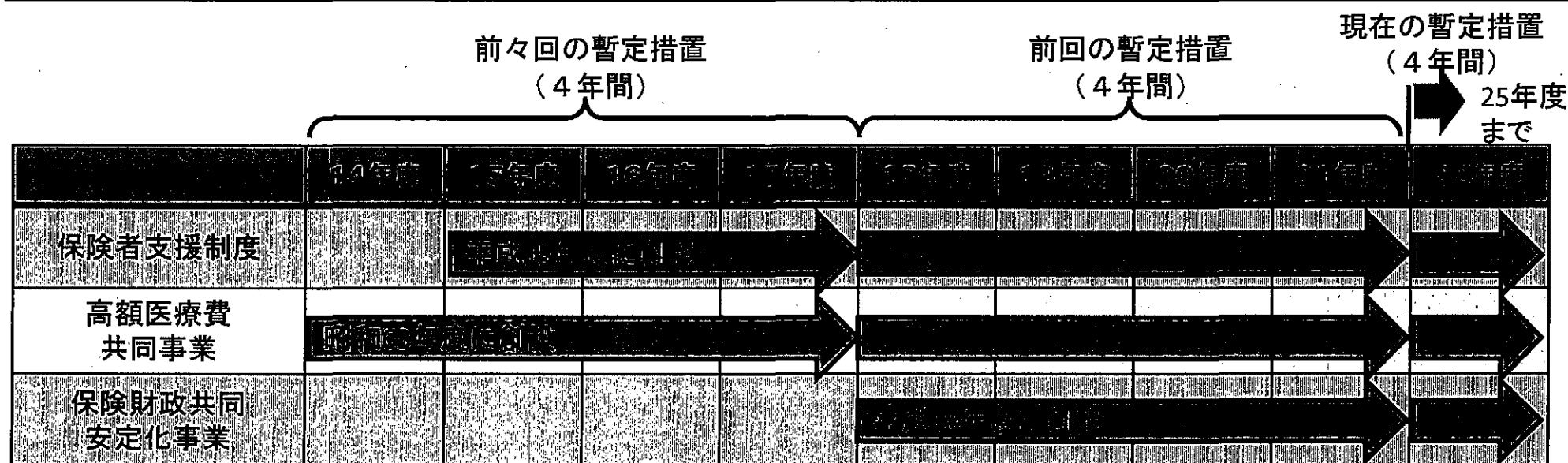
### ※ 都道府県単位の共同事業

#### ① 高額医療費共同事業:

- 一定額以上(一件80万円超)の高額医療費について、都道府県内の全市町村が拠出し、各市町村の単年度の 負担の変動を緩和する事業(国・都道府県が事業対象の1/4ずつ公費負担)

#### ② 保険財政共同安定化事業:

- 一定額以上(一件30万円超)の医療費について、都道府県内の全市町村が共同で負担する事業



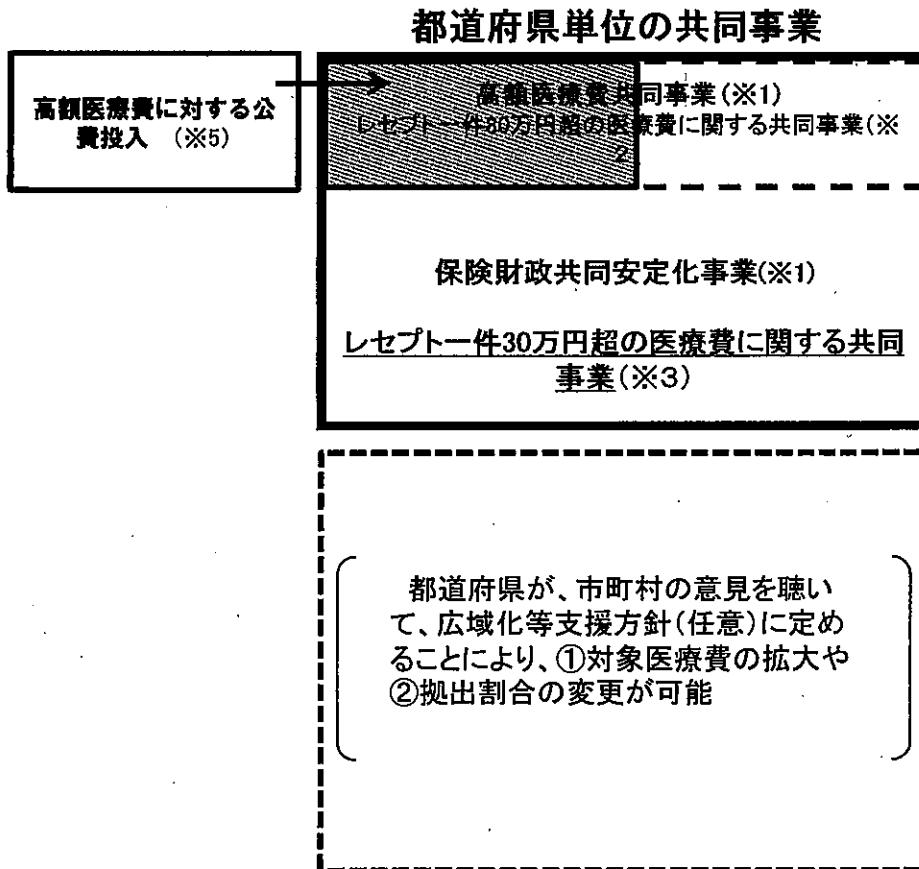
※ 上記のほか、市町村の一般会計から国保特別会計への繰入について、1,000億円の地方財政措置(財政安定化支援事業)が講じられているが、社会保障・税一体改革による財政基盤の強化及び財政運営の都道府県単位化を踏まえ、所要の見直しを行う。

# 財政運営の都道府県単位化の推進

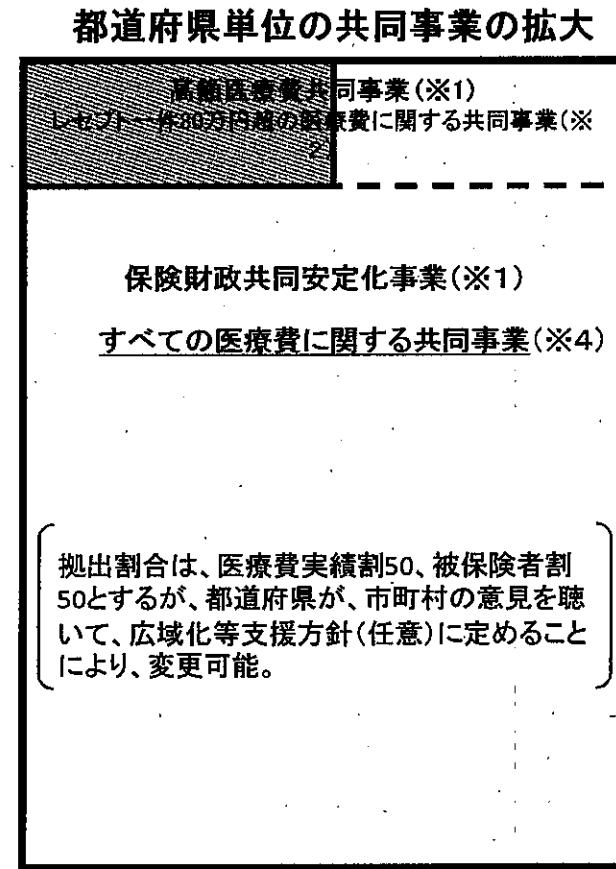
- 市町村国保の都道府県単位の共同事業(保険財政共同安定化事業)について、事業対象をすべての医療費に拡大する。【平成27年度】

※ 拠出割合は、医療費実績割50、被保険者割50とするが、都道府県が、市町村の意見を聴いて変更可能。

【現行】



【改正後】



※1 いずれも、現在は、平成22年度から平成25年度までの暫定措置

※2 医療費のうち80万円を超える額を対象としている。

※3 30万円を超えるレセプトのうち、8万円（自己負担相当分）を控除した額を対象としている。

※4 自己負担相当額等を除く。

※5 市町村の拠出金に対して国及び都道府県が1/4ずつ負担している。

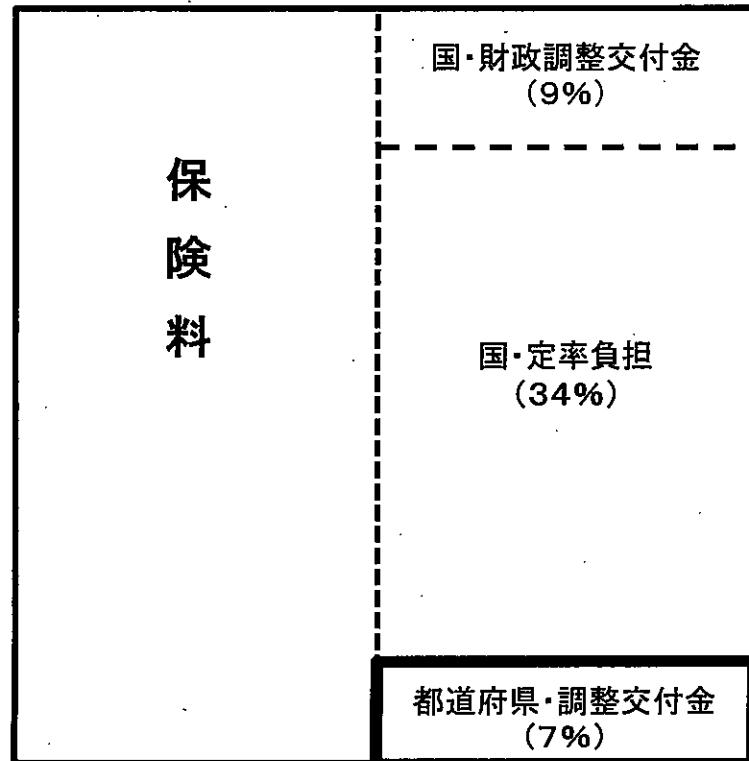
## 都道府県調整交付金の割合の引上げ

- 都道府県の財政調整機能の強化と市町村国保財政の共同事業の拡大の円滑な推進等のため、都道府県調整交付金について、給付費等の7%から9%に引き上げる。【平成24年度】

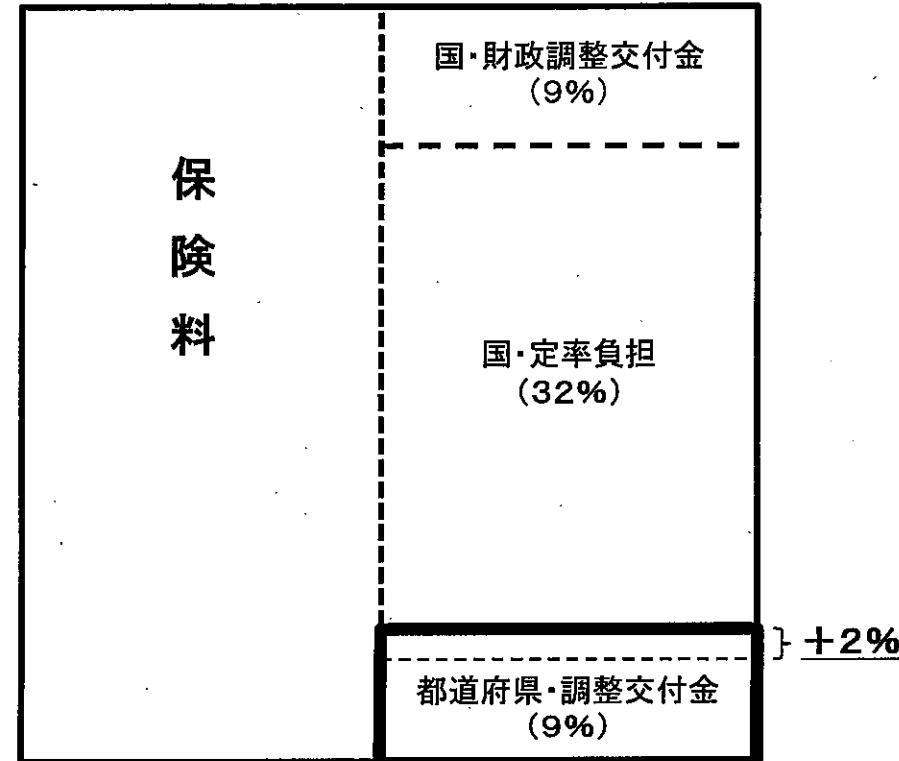
※ これに伴い、定率国庫負担を給付費等の32%とする。

※ 都道府県調整交付金は、地域の実情に応じて、都道府県内の市町村間の医療費水準や所得水準の不均衡の調整や地域の特別事情に対応するために交付されている。

【現行】



【改正後】



※ 都道府県・調整交付金の2%増分の額は、  
平成24年度ベースで1,526億円

# 市町村国保の低所得者に対する財政支援の強化

- ◎ 低所得者保険料軽減の拡充や保険者支援制度の拡充により、財政基盤を強化する。  
(～2,200億円程度、税制抜本改革とともに実施。)

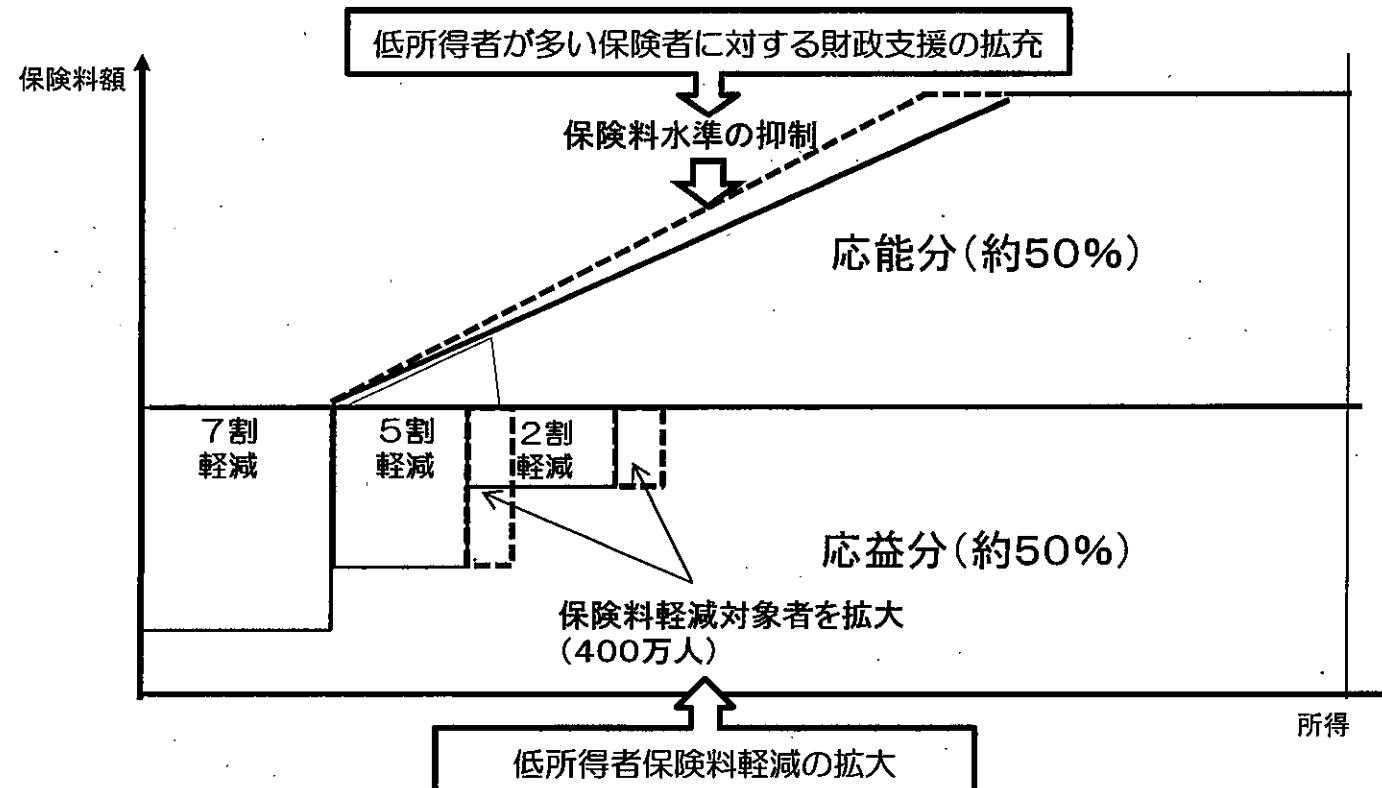
《「国保に関する国と地方の協議」提出資料より》

## 1. 低所得者保険料軽減の拡大 (500億円程度)

- ・ 5割軽減・2割軽減世帯の基準額の引上げ (さらに保険料が軽減される者：約400万人) \*27年度ベース  
☆5割軽減対象者 年収147万円以下 → 178万円以下  
☆2割軽減対象者 年収223万円以下 → 266万円以下 (※いずれも、夫婦、子1人で夫の給与収入のみの場合)

## 2. 保険者支援制度の拡充 (1,700億円程度)

- ・ 保険料の軽減対象者数に応じた保険者への財政支援の拡充
- ・ 保険料水準全体を抑制する効果 (対象者：全被保険者(3,500万人)) \*27年度ベース



## 現行の高額療養費の課題

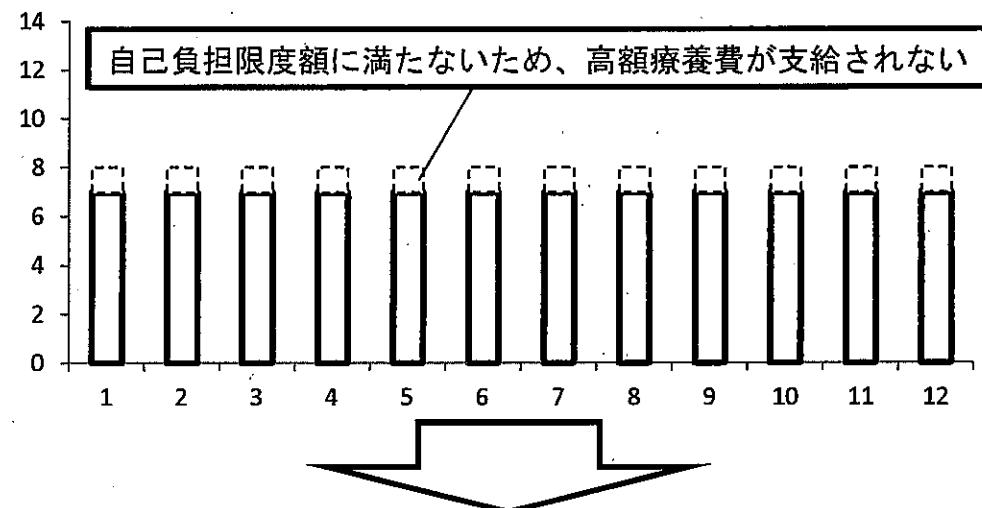
### 現行の高額療養費の課題

- 医療が高度化する一方で、がんや難病など長期にわたって負担が重い患者が生じている。
- 特に、現在の制度では、70歳未満の一般所得者の所得区分の年収の幅が大きい（年収 約210万～790万円）ため、中低所得者層の負担が重い。
- 自己負担上限額は月単位で設定されているため、自己負担上限額は超えないが、長期にわたつて負担が重い方の負担が軽減されない場合もある。

<現行の自己負担上限額（70歳未満）>

	月単位の上限額
上位所得者	150,000円 + (医療費 - 500,000円) × 1% <4月目～：83,400円>
一般所得者 (年収約210万円(※)～約790万円) <small>(※) 3人世帯(給与所得者/夫婦子1人)の場合 約210万円 単身(給与所得者)の場合 約100万円</small>	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% <4月目～：44,400円>
低所得者 (住民税非課税)	35,400円 <4月目～：24,600円>

<毎月の医療費約23万円・自己負担額7万円の場合>



高額療養費が支給されないため、年間トータルの自己負担額は84万円。

※ 自己負担限度額を80,100円、多数該当44,400円として試算

# 社会保障・税一体改革大綱（抄）

平成24年2月17日  
閣議決定

## 3. 医療・介護等②

（保険者機能の強化を通じた医療・介護保険制度のセーフティネット機能の強化・給付の重点化、低所得者対策）

### （3）長期高額医療の高額療養費の見直しと給付の重点化の検討

- 高額療養費については、制度の持続可能性の観点から、高額療養費を保険者が共同で支え合う仕組みや給付の重点化を通じて、高額療養費の改善に必要な財源と方策を検討する必要がある。
- 他方、こうした抜本的な見直しまでの間も、高額な医療費の負担を少しでも改善することが必要である。このため、平成24年4月からの外来現物給付化に引き続き、まずは年間での負担上限等を設けることについて、所要の財源を確保した上で、導入することを目指す。その際、年収300万円以下程度の所得が低い方に特に配慮する。

## 議論の整理（平成25年1月9日 社会保障審議会 医療保険部会）（抄）

### 4. 高額療養費制度の改善

- 近年、医療の高度化等により、がんの患者など長期にわたって高額な医療を受ける方が増えており、これらの方の負担を軽減し、医療保険のセーフティネット機能を強化することが求められている。
- このため、当部会では、大綱に基づき、まずは年間での負担上限を新たに設けることについて、議論を行った。
- 議論では、高額療養費の改善の必要性については、異論がなかったが、年間での負担上限の導入については、①必要となる保険料財源と比較してシステム改修費が多額に上るため、費用対効果が薄く、提案された規模の改正では効果が限定的、②厳しい医療保険財政の中、保険者への負担増は避けるべきであり、改善に当たっては、財政中立であるべき等の理由から、導入には慎重な意見が多くあった。
- また、これ以外にも、社会保障・税番号制度に関する議論等が控えており、今後、制度改革に伴う大幅なシステム改修が見込まれる中で、現段階で多額の投資を伴う一部のシステム改修のみ行うことには慎重であるべきとの意見があった。